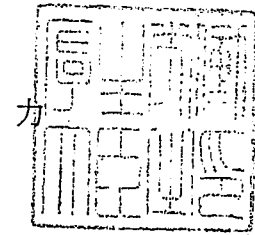


厚生労働省発政第 1105001 号
平成 14 年 11 月 5 日

総務大臣 片山 虎之助 殿

厚生労働大臣 坂口



特殊法人に関する行政評価・監視の結果（勧告）に基づく
改善措置状況について（回答）

平成 14 年 1 月 22 日付け総評第 4 号にて行われた標記勧告に基づく改善
措置状況について、別添のとおり回答する。

特殊法人に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する回答（勤労者退職金共済機構（建設業退職金共済事業本部）関係）

勧告内容	回答
<p>被共済者に対する退職金の支給の充実</p> <p>(1) 就労日数に応じた掛金の納付の確保</p> <p>厚生労働省は、就労日数に応じた掛金の納付を確保する観点から、建退共本部に対して、次の措置を講じるよう指導する必要がある。</p> <p>① 共済契約者に対して、i) 被共済者の共済手帳への共済証紙の貼付を励行すること、ii) 下請事業主への共済証紙の交付を励行すること、iii) 被共済者に本制度への加入の事実、退職金の受給要件等の周知を徹底することについて要請するとともに、その後の履行状況について適時、適切に確認すること。</p>	<p>【i）について】</p> <p>厚生労働省から、勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に対して、共済契約者に対し、被共済者の共済手帳への共済証紙の貼付を励行するよう、平成14年2月21日付け文書で指導を行った。</p> <p>その結果、機構においては、平成14年度に、機構の建退共事業本部と各都道府県の業務委託先とのオンライン化に着手することとなった（平成16年度までに新システム稼働開始予定）。このオンライン化により、直近の共済契約者管理データを機構において把握できるシステムを確立させ、共済契約者に対する指導を徹底することとしている。</p> <p>また、「建退共制度改善方策について」（平成11年3月18日労働省・建設省・勤労者退職金共済機構）（以下「改善方策」という。）に基づき、公共工事の際の経営事項審査において活用される建退共制度加入・履行証明書（以下「証明書」という。）発行の申請時に、共済手帳及び共済証紙の受払簿（以下「受払簿」という。）の添付を義務付けているところである。機構においては、引き続き、各都道府県の業務委託先に対し、証明書発行の際には、受払簿を厳格に審査し、共済契約者に対し履行指導を行うよう要請を行うこととしている。</p> <p>【ii）について】</p> <p>厚生労働省から、機構に対して、元請事業主に対し、下請事業主への共済証紙の交付を励行するよう、平成14年2月21日付け文書で指導を行った。</p> <p>その結果、機構においては、改善方策に基づき厚生労働省及び国土交通省が策定した「元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要綱」（元請が下請に工事を施工させ、元請が共済証紙の購入に係る事務を下請から受託した場合は、下請が雇用する建退共対象労働者について必要となる共済証紙を一括購入するよう求めている）について、さらに、その周知・徹底を図ることとしている。</p> <p>【iii）について】</p> <p>厚生労働省から、機構に対して、共済契約者に対し、被共済者への建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）への加入事実、退職金の受給要件等を周知するよう、平成14年2月21日付け文書で指導を行った。</p>

	<p>その結果、機構においては、以下のとおり方策を講じることとしている。</p> <p>① 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識の掲示の普及を一層推進する。</p> <p>※ 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)により、公共工事の発注者に対して当該標識の掲示等の確認を行うことを定めた「工事現場等における施工体制の点検要領」が策定されたところ。</p> <p>② 建設労働者向けの建退共制度に係るリーフレットについて、一層の活用を図る。</p> <p>③ これまで退職金請求資格があり5年以上共済手帳の更新のない被共済者を対象としていた現況調査について、平成14年度より対象を拡大し、新規又は最終手帳交付から3年以上共済手帳の更新のない被共済者を対象とする。</p>
<p>② 共済手帳への共済証紙の確実な貼付を確保するための共済契約者に対する点検・措置については、共済証紙の購入高で限定することなく行うこと。</p>	<p>厚生労働省から、機構に対して、共済契約者に対する点検・措置については、共済証紙の購入高で限定することなく行うよう、平成14年2月21日付け文書で指導を行った。</p> <p>その結果、機構においては、共済証紙の購入額で限定することなく、共済手帳の申込み又は更新がない共済契約者を対象として実施する方向で検討し、平成14年度中にその実施要領を定めることとしている。</p>
<p>(2) 退職金の支給の充実</p> <p>イ 長期未更新者に対する退職金の確実な支給</p> <p>厚生労働省は、建退共制度の適正な運用を確保し、受給資格を有する被共済者が退職金を確実に受給できるようにする観点から、建退共本部に対して、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 名寄せによる被共済者の重複加入の確認、共済契約者ごとの被共済者の把握等が可能になるよう共済契約者及び被共済者に係る情報を管理するシステムの充実を図ること。</p> <p>② 一定期間未更新状態にある受給資格を有する被共済者の実態について、把握・分析の一層の充実に努め、退職金の給付が受けられるよう共済契約者を通じ、適時、適切に働きかけを行っていくこと。</p>	<p>厚生労働省から、機構に対して、適切な措置を講ずるよう、平成14年2月21日付け文書で指導を行った。</p> <p>その結果、機構においては、以下のとおり方策を講じることとしている。</p> <p>【①について】</p> <p>平成14年度より着手する機構の建退共事業本部と各都道府県の業務委託先とのオンライン化において、共済契約者ごとの直近の被共済者管理データが管理できるシステムを検討する。また、平成14年度より、被共済者の生年月日情報をシステムに取り込む等、重複加入のチェックが可能となるシステムを検討する。</p> <p>【②について】</p> <p>これまで退職金請求資格があり5年以上共済手帳の更新のない被共済者を対象としていた現況調査について、平成14年度より対象を拡大し、新規又は最終手帳交付から3年以上共済手帳の更新のない被共済者を対象とする。</p>

(3) 共済証紙による掛金納付方式の見直し

厚生労働省は、掛金の納付方式を経済的かつ合理的なものとする観点から、現行の共済証紙による掛金納付方式を見直し、就労実績に見合った掛金の確実な納付が確保されるものとするよう検討を進める必要がある。

掛金納付方式の見直しについては、現在、建退共制度を運営している機構において、ICカードや磁気カードを活用した就労実績報告に基づく口座引き落としによる掛金納付方式等について、就労実績に見合った掛金の確実な納付確保や運営コスト等の観点から、実施した場合の問題点について検証を行っているところである（平成14年及び平成15年度で実験実施予定）。

厚生労働省としては、現行の共済証紙による掛金納付方式のメリット及びデメリットを再評価し、経済性や合理性も勘案しながら、就労実績に見合った掛金の確実な納付が確保される納付方式について検討を行っていくべきと考えており、機構における検証結果を踏まえ、将来に向けた課題として中長期的に検討を行っていくこととしている。